

越前市環境基本計画 (案)

令和 年 月
越前市

越前市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項 1

- 1 計画改定の背景 1
- 2 計画の目的 1
- 3 計画の位置付け 2
- 4 計画の期間 2
- 5 越前市の概要 3

第2章 計画の理念と目標 5

- 1 基本理念 5
- 2 目指す環境像 5
- 3 SDGsと環境基本計画 6
- 4 計画の体系 7

第3章 施策の展開 9

- 基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり 11
- 基本方針2 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり 24
- 基本方針3 コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり 29
- 基本方針4 資源が循環するごみの少ない都市づくり 35
- 基本方針5 環境共育で環境を守り育むまちづくり 41

第4章 計画の推進 47

- 1 計画の進捗管理 47
- 2 計画の推進体制 48

資料編

用語の説明について

文中に使われている専門用語など、わかりにくい言葉の意味は資料編の「用語説明」に説明を記載しています。

なお、該当する言葉については、各ページの初出の際に”*”を表示しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

本市では、市を取り巻く環境に関する様々な課題に対応するため、平成19年10月に越前市環境基本計画を策定し、平成29年3月には越前市環境基本計画の改定(以下、「前計画」という。)を行いました。以降、先人が守り育ててきた本市のすばらしい環境とそこからもたらされる歴史、文化、伝統のものづくりといった恵みを再認識し、これらをさらにより良い形で次の世代に継承するための取組みを進めてきました。

一方で国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)*やパリ協定*の実現に向けた機運の高まり、脱炭素社会*の構築やマイクロプラスチック*対策、食品ロス*の削減など様々な環境に関する新たな課題への対応が求められています。

特に、平成27年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標達成に向け、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

本市では、新たに整備される北陸新幹線越前たけふ駅周辺で持続可能なまちづくりを進めるとともに、令和3年8月には脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素*排出量実質ゼロを目指す「越前市ゼロカーボンシティ宣言*」を表明するなど、未来の越前市を大きく変える取組みが動き出しています。

こうしたことから、前計画の計画期間終了を踏まえその達成状況を確認するとともに、本市の環境の現状を改めて把握した上で、今後の取組みや方策を示した越前市環境基本計画(以下、「本計画」という。)への改定が必要となっています。

2 計画の目的

本計画では、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりを重点項目として位置付け、市民・事業者・行政が一体となり進めていきます。

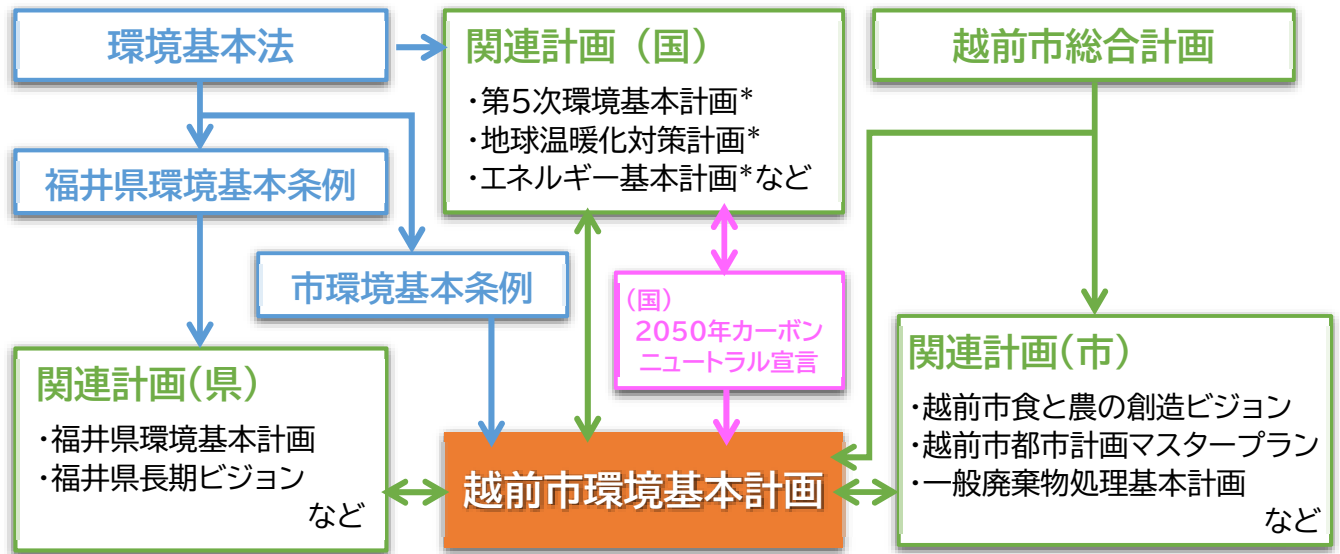
本計画を通して、省エネ・省資源を意識したライフスタイルの実践や豊かな自然環境の保全・再生に関する活動を行うなど、私たち一人ひとりが積極的に環境問題に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続可能な社会*を構築し、人にも生きものにも優しいまちづくりを目指すことを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「越前市総合計画」を上位とする環境面の総合的な基本計画に位置付けます。

また、「食と農の創造ビジョン」や「一般廃棄物処理基本計画」などの各種計画、国や県の関連法令や計画などと連携を図りながら計画を推進します。

なお、本計画は、地球温暖化*対策の推進に関する法律*(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)としても位置付けます。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
計画期間	計画期間 5年間					次期 計画期間

5 越前市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、市域北側が鯖江市と越前町に、南側が南越前町に、東側が池田町に、西側が越前町と南越前町に接しています。

本市の市域面積は230.70km²で、県面積の約5.5%を占めています。本市は、東部を越前中央山脈、西部を丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる日野山などの400～700m級の山々に囲まれており、その中央に武生盆地が開け、日野川が南北に貫流しています。

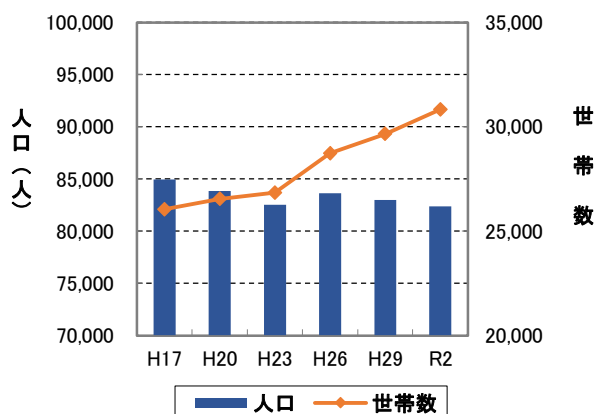


位置図

(2) 人口・世帯数

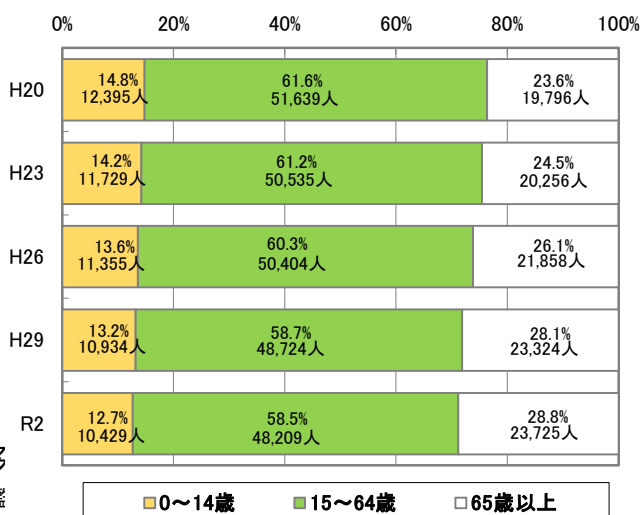
本市の総人口及び世帯数は、令和2年4月現在で82,363人、30,829世帯となっています。総人口については、平成23年から平成26年にかけて一旦増加したものの、以降は減少傾向となっています。一方、世帯数については、増加傾向にあります。総人口に対する世帯数をみると依然として核家族化が進んでいることがうかがえます。

年齢別構成比をみると、15歳未満の割合は年々減少する一方、65歳以上の割合は年々増加する傾向にあり、令和2年には15歳未満が12.7%、65歳以上が28.8%と少子高齢化の進展が著しい状況です。



人口及び世帯数の推移

資料：越前市統計年鑑

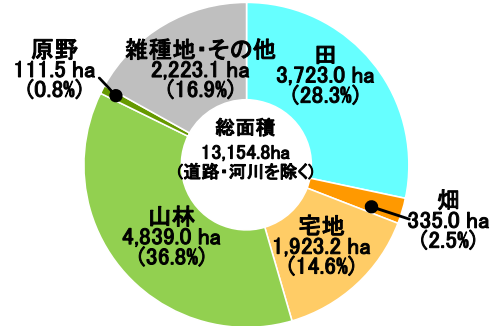


年齢別人口構成比の推移

資料：越前市統計年鑑

(3) 土地利用

本市の市域面積23,070haから道路・河川を除いた面積は13,154.8haであり、うち36.8%を山林が占めています。次いで28.3%を田が占めており、宅地は14.6%となっています。



地目別土地利用面積

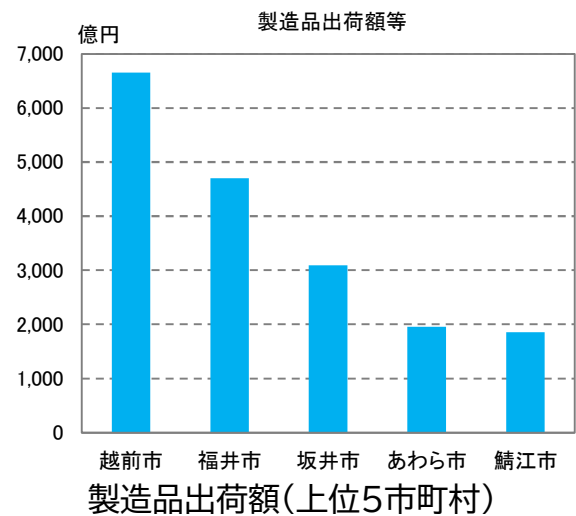
資料: 福井県市町勢要覧(令和2年1月)

(4) 産業動態

本市は、製造業が産業別付加価値額の約6割を占めます。また、製造品出荷額等は県内一位で、県全体の3割弱を占め、北陸では富山市に次いで2位、人口一人当たりでは1位となっています。

また、先端技術産業から伝統産業まで、幅広い産業・業種構成となっています。

その中でも、特に「電子・デバイス、輸送用機械、電気機器、プラスチック」の分野では、高度な技術を有し、設計開発力の強い企業で生産された商品の付加価値が高くなっています。



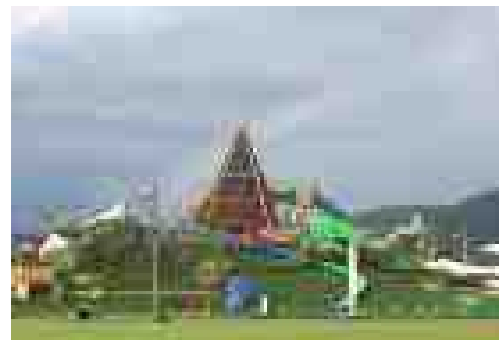
製造品出荷額(上位5市町村)

資料: 工業統計調査結果(令和元年: 福井県)

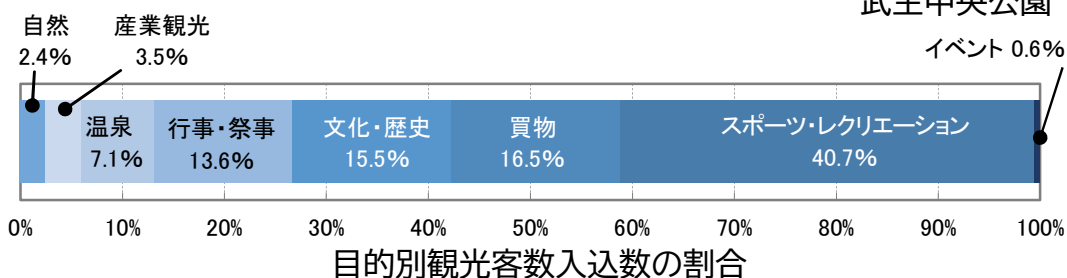
(5) 観光

本市の令和2年の観光客入込数は約208万人となっており、項目別でみると、スポーツ・レクリエーションが最も高く、全体の40.7%、次いで買物が16.5%と高くなっています。

また、多数の観光地のうち、特に武生中央公園は、「たけふ菊人形」の会場として、また、老若男女が憩う・遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる場所として市内外から多くの利用客が訪れており、令和2年度の利用者は県内最多で100万人を超えています。



武生中央公園



目的別観光客数入込数の割合

資料: 福井県観光客入込数(令和2年度)

第2章 計画の理念と目標

1 基本理念

本計画は、「越前市環境基本条例」に掲げる5つの基本理念や越前市の特性及び社会情勢を踏まえて策定します。

《越前市環境基本条例に記載されている基本理念 抜粋》

- 1 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。
- 5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

2 目指す環境像

**水きらめき 緑そよぐ
地球にやさしいまち 越前市**

私たちが生活する越前市は、清らかな水が流れる河川や緑あふれる山々が連なるなど、豊かな自然に恵まれています。また県内トップを誇る産業やコウノトリ呼び戻す農法米*をはじめとする農作物など、本市は様々な分野で誇れる資源が数多くあります。

しかしながら、私たち人間がこれまでの発展の過程で環境へ与えてきた影響は、生態系*の変化や、地球規模での気候変動*などの形で表れてきており、本市も例外ではありません。

環境の恵みを将来にわたって受け継いでいくためには、環境への負荷を減らし、地球にやさしく持続可能な社会を目指していかなければなりません。

そこで、本市の特性や取り巻く環境の変化に対応するため、本市の目指す新たな環境像を上記のとおり定め、実現に向けて計画を推進します。

3 SDGsと環境基本計画

SDGsとは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略です。

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現のため、令和12年までに国際社会が目指すべき目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsには、資源循環や気候変動対策など、環境に関連するゴールが数多く設定されており、それらは、社会、経済に関連するゴールの土台となっています。

また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するには、市民、事業者、行政が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要となっています。

本計画で示す環境保全施策は、SDGsのゴールの達成や「誰一人取り残さない」社会の実現にもつながるものであり、今後は、SDGsと関連付けて進めることとします。

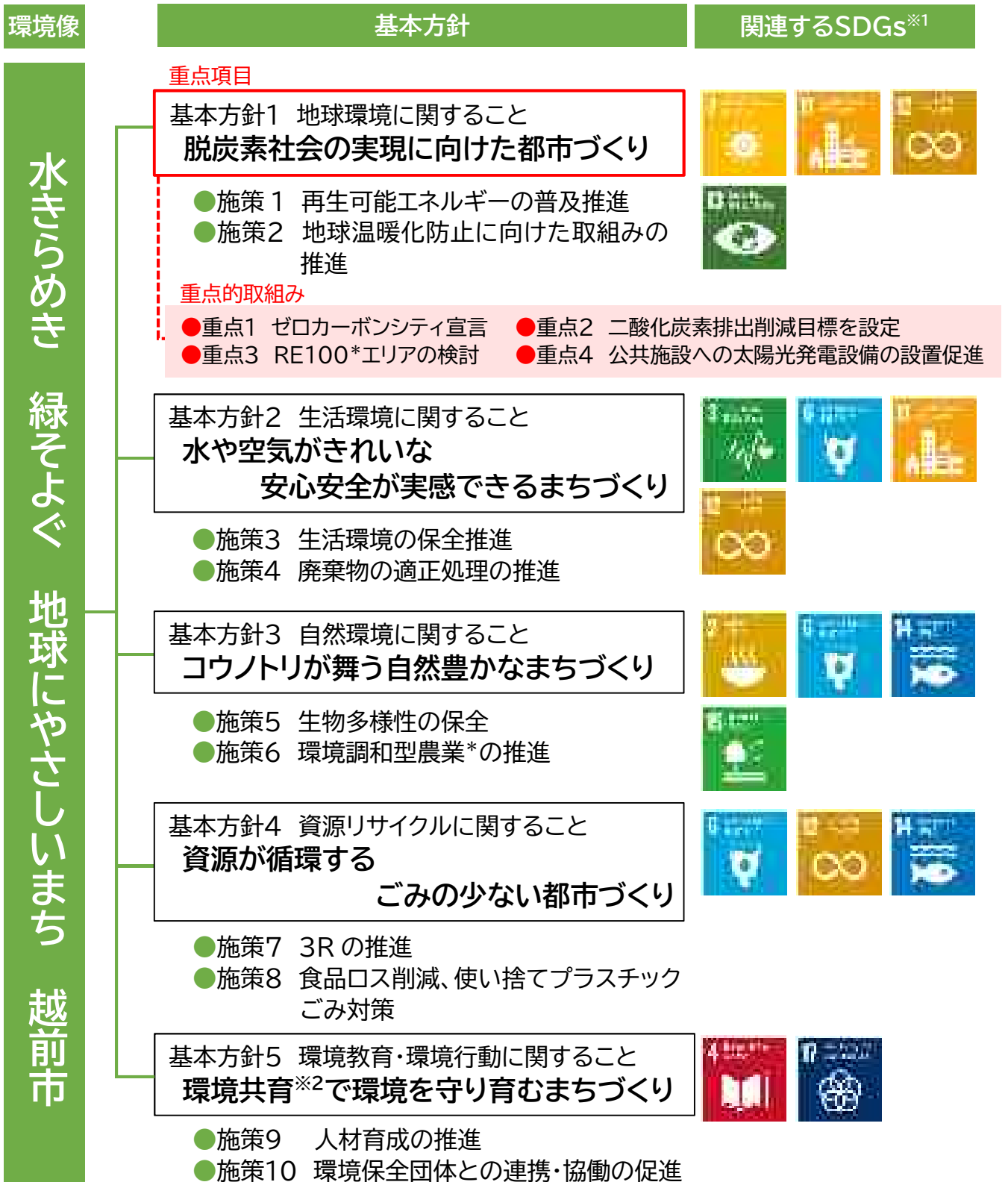


SDGs の17のゴール

資料:国連広報センター

4 計画の体系

ここでは、越前市の目指す環境像を実現するため、計画の柱となる5つの基本方針を示します。特に、5つの基本方針のうち、地球環境に関することについては、市全体で重点的に取り組む「重点項目」として定め取組みを推進します。



※1:SDGsと基本方針の関連性についての詳細は、資料編(資料-4)参照

※2:「共育」とは、様々な主体が対等な立場で学びあい、共に育み合うことを意味します。

SDGsの17のゴールの紹介

目標	内容
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。

目標	内容
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料:国連広報センター

第3章 施策の展開

ここでは、本計画が掲げる5つの基本方針の現状と課題を整理するとともに、基本方針の実現に向けて、市民・事業者・市の具体的な取組みや指標などを示しています。

各ページの見方1

分野	基本方針	現状	課題
環境	環境の持続可能性を確保し、気候変動対策を推進する	環境省の「環境基本計画」に基づき、環境政策を推進している	気候変動対策の推進が急務であり、環境政策の推進が急務である
社会	社会の持続可能性を確保し、社会福祉の充実を図る	社会福祉の充実を図るため、社会福祉政策を推進している	社会福祉の充実が急務であり、社会福祉政策の推進が急務である
経済	経済の持続可能性を確保し、経済成長を促進する	経済成長を促進するため、経済政策を推進している	経済成長の促進が急務であり、経済政策の推進が急務である
国土	国土の持続可能性を確保し、国土の発展を促進する	国土の発展を促進するため、国土政策を推進している	国土の発展の促進が急務であり、国土政策の推進が急務である
文化	文化の持続可能性を確保し、文化の発展を促進する	文化の発展を促進するため、文化政策を推進している	文化の発展の促進が急務であり、文化政策の推進が急務である

● 関連するSDGs(1)

基本方針に関連するSDGsのゴールを示しています。

SDGsの各ゴールの意味については8ページに、選択した理由については資料編(資料-4)に説明を記載しています。

● (1)現状

各分野の国際的・国・県の動きや各分野の環境に関するデータを整理しています。

● (2)これまでの主な取組み

各分野において、これまで行政が実施してきた事業や取組みの成果を整理しています。

● (3)課題

各分野の環境に関するデータや行政の取組み、市民・事業者の意識などの現状を踏まえた課題を整理しています。

このページは、特定の基本方針に関する現状と課題を詳しく説明しています。上部には「現状」のセクションがあり、各分野の国際的・国・県の動きや環境に関するデータを整理しています。右側には棒グラフが示されています。下部には「課題」のセクションがあり、各分野の環境に関するデータや行政の取組み、市民・事業者の意識などの現状を踏まえた課題を整理しています。右側にはまた別の棒グラフが示されています。

各ページの見方2



(4) 施策

市民・事業者・行政が進めるべき具体的な取組みを整理しています。

重点的取組みに関連する取組みは、「**重**」、指標に関連する取組みは「**指**」と示しています。

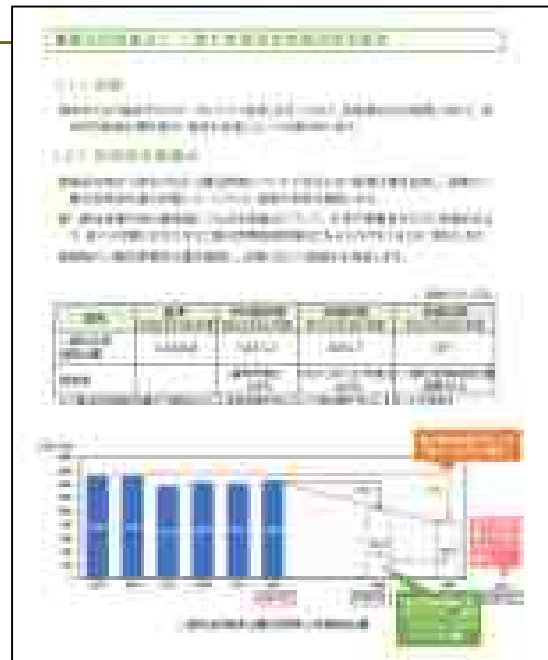
関連するSDGs(2)

施策に関連するSDGsのゴールを示しています。

重点的取組み(基本方針1のみ)

重点項目に位置づけている基本方針1については、脱炭素社会の実現に向け行政が重点的に進める具体的な取組みを「重点的取組み」として整理しています。

- 重点的取組み 1：ゼロカーボンシティ宣言
- 重点的取組み 2：二酸化炭素排出削減目標を設定
- 重点的取組み 3：RE100エリアの検討
- 重点的取組み 4：公共施設への太陽光発電設備の設置促進



施策	種別	実施主体	実施期間	実施内容	関係するSDGs
ゼロカーボンシティ宣言	重点的取組み	市	2023年10月	ゼロカーボンシティ宣言の策定	13, 17
二酸化炭素排出削減目標を設定	重点的取組み	市	2023年10月	二酸化炭素排出削減目標の策定	13
RE100エリアの検討	重点的取組み	市	2023年10月	RE100エリアの検討	13
公共施設への太陽光発電設備の設置促進	重点的取組み	市	2023年10月	公共施設への太陽光発電設備の設置促進	13

(5) 指標

施策の進捗状況を把握・評価するための指標を整理しています。

基本方針 1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり

関連する
SDGs



(1) 現状

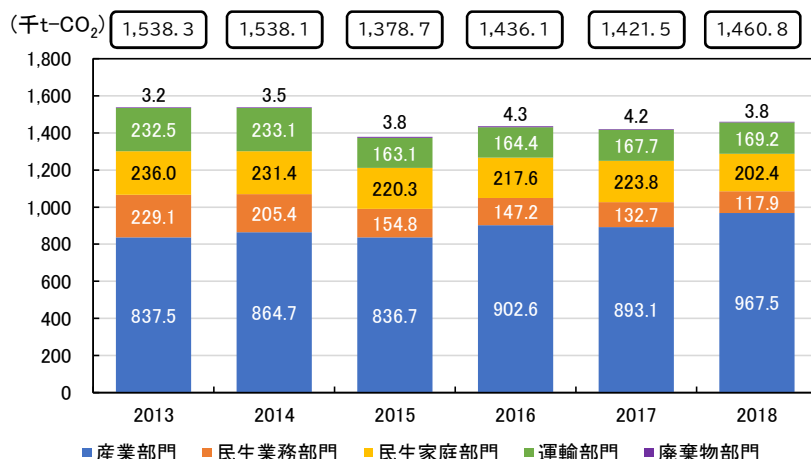
近年の地球温暖化対策に関する動き

- 平成27年に合意されたパリ協定の目標達成に向け、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。
- また令和3年4月には、第45回地球温暖化対策推進本部で温室効果ガス排出量に関する新たな目標「2030年に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減する」ことを表明しました。

年	国際社会	国	福井県
2013 (平成25)	ワルシャワ(ポーランド)でCOP*19開催	※国内のすべての原子力発電所が停止 GHG(温室効果ガス)排出量に関する新たな目標(2020年度、2005年度比3.8%削減)を表明 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	
2014 (平成26)	リマ(ペルー)でCOP20開催	「第4次エネルギー基本計画」策定	
2015 (平成27)	パリ(フランス)でCOP21開催 「パリ協定」を採択	GHG排出量に関する新たな目標(2030年、2013年度比26%削減)を明記した「日本の約束草案」を発表、国連気候変動枠組条約事務局へ提出 地球温暖化防止に向けた国民運動である「COOL CHOICE*」開始	
2016 (平成28)	マラケシュ(モロッコ)でCOP22開催 「パリ協定」を発効	「地球温暖化対策計画」策定 「電力自由化*」開始	
2017 (平成29)	ボン(ドイツ)でCOP23開催	「都市ガス自由化」開始	
2018 (平成30)	カトヴィツェ(ポーランド)でCOP24開催 「パリ協定」の実施指針採択	気候変動適応法の公布 「第五次環境基本計画」「気候変動適応計画」策定 「第5次エネルギー基本計画」策定	「福井県環境基本計画」策定
2019 (令和元)	マドリード(スペイン)でCOP25開催	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定	
2020 (令和2)		首相所信表明演説にて「2050年カーボンニュートラル*」「脱炭素社会の実現」を宣言	2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」表明 地球温暖化ストップ県民運動「ふくいゼロカーボンアクション*」開始
2021 (令和3)		第45回地球温暖化対策推進本部にてGHG排出量に関する新たな目標(2030年、2013年度比46%削減)表明	

越前市の二酸化炭素排出量

- 本市の2013(平成25)年度の二酸化炭素総排出量は、約1,538.3千t-CO₂、2018(平成30)年度の二酸化炭素総排出量は、約1,460.8千t-CO₂となっています。
- 総排出量の推移をみると、2015(平成27)年度に一度減少したものの、以降は緩やかな増加傾向にあります。
- 本市の二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門が最も多く、次いで民生家庭部門、運輸部門、民生業務部門、廃棄物部門の順に多くなっています。



越前市の部門別二酸化炭素排出量の推移

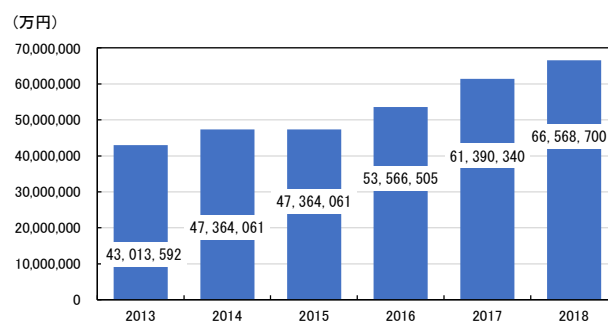
各部門の業種等について

部門名	業種等
産業部門	第1次産業（農林漁業）及び第2次産業（鉱業、建設業、製造業）において、製造工程などで消費するエネルギーから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動や運送などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
民生業務部門	第3次産業（小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信等）及び地方公共団体において、事業活動などで消費するエネルギーから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動や運送などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
民生家庭部門	家庭生活において、生活の中で消費するエネルギーなどから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
運輸部門	移動や運送などに使用する自動車や鉄道のエネルギー消費により排出される二酸化炭素が対象。
廃棄物部門	家庭、産業、事業からの廃棄物を処理することにより排出される二酸化炭素が対象。

越前市の二酸化炭素排出の特性

(1) 産業部門の割合が高い

- 本市の2018(平成30)年度の産業部門の二酸化炭素排出量は約967.5千t-CO₂で、総排出量の約66%を占めています。
- 産業部門の二酸化炭素排出量は緩やかな増加傾向にあります。これは、産業部門の大半を占める製造業において事業活動が活発になり、二酸化炭素排出量と大きな関わりのある製造品出荷額等が増加していることが影響していると考えられます。



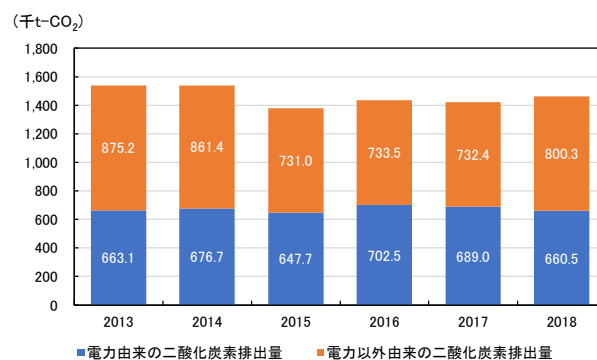
越前市の製造品出荷額等の推移

※資料:工業統計調査

※2015年は経済センサス調査年であり、工業統計調査が行われていないため、直近年である2014年値を引用。

(2) 電力由来の割合が5割

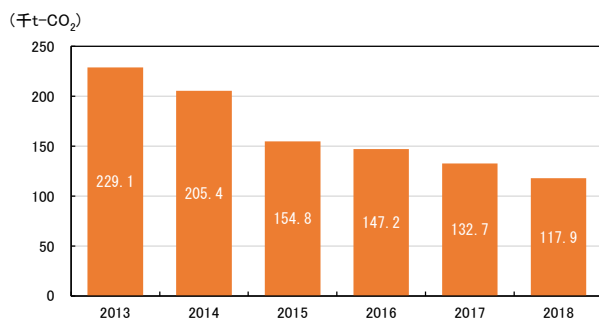
- 本市の二酸化炭素総排出量の内訳は、電力由来とガスや灯油、石油などの電力以外由来が同程度となっています。



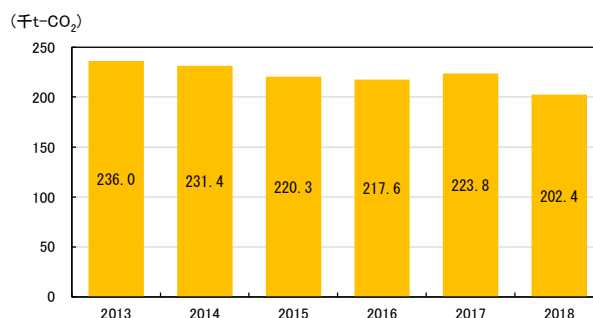
越前市の二酸化炭素排出量の内訳

(3) 民生業務・民生家庭部門は減少傾向

- 本市の民生業務及び民生家庭部門の二酸化炭素排出量は、いずれも減少傾向にあります。
- これは、石油など二酸化炭素排出量の多い電力以外のエネルギーから二酸化炭素排出量の少ない電力へとエネルギーの移行が進んでいることや、節電や省エネにつながる行動が広く普及してきたことが影響していると考えられます。



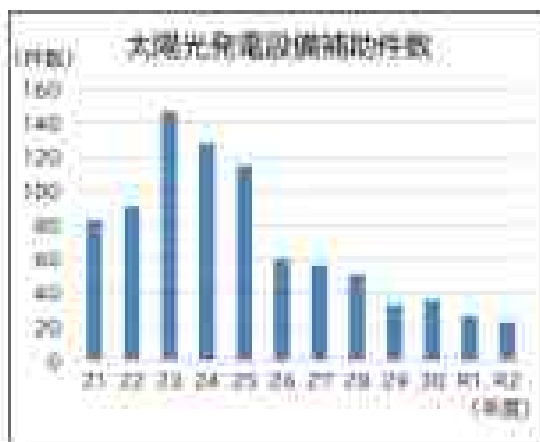
民生業務部門の二酸化炭素排出量推移



民生家庭部門の二酸化炭素排出量推移

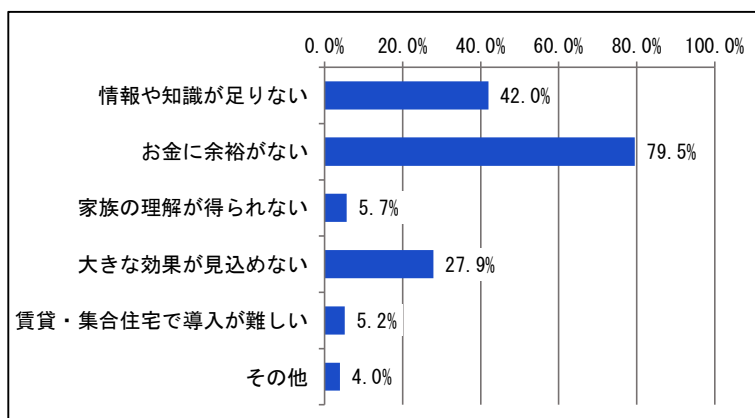
(2) これまでの主な取組み

- 住宅用太陽光発電*設備やエコキュート、LED照明設備などの省エネルギー設備の導入支援。
(太陽光発電設置導入補助件数959件[令和2年度末時点])
- 電気自動車*の導入支援(補助金交付)。
(導入補助件数:102件[令和2年度末時点])
- 市管理の街路灯や施設灯などをLED化。
- 「CO2CO2(コツコツ)きつず大作戦」と題して、主に小学生を対象とした地球温暖化防止の意識啓発のための環境学習*イベントを開催。
- 「越前市環境マネジメントシステム【EEMS】*(越前市地球温暖化対策実行計画(市事務事業編))」の運用による公共施設のエネルギー使用量の削減。
- 脱炭素社会の実現に向け、「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明。⇒p17参照



(3) 課題

- 二酸化炭素排出量削減のためには、部門別の排出量が最も多い産業部門において、再生可能エネルギー*設備の設置や再生可能エネルギー由来電気の購入など、排出量削減に向けた取組みを進める必要があります。
- 民生業務・家庭部門においても、さらなる再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量の削減を強化する必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向け、全部門において必要な全てのエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことを目指すなど、新たな地球温暖化対策を進めていくことが必要です。
- 環境に関するアンケートによると、「再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を進める上での課題」では、「お金に余裕がない」が高い割合を占めており、導入補助や情報提供などの支援を進める必要があります。
- また、「公共交通機関の利用」に関連する行動では、他の行動と比べて「実施する予定はない」の割合が半数以上を占めており、電気自動車等の普及促進など、自動車の利用を前提とした対策を進める必要があります。



再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を進める上での課題

※資料: 令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

施策1 再生可能エネルギーの普及推進



●市民の取組み

- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池*の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- 新築又は改築時にZEH(ゼッチ)*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●事業者の取組み

- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- PPA*の実施を検討する。
- 新築又は改築時にZEB(ゼブ)*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

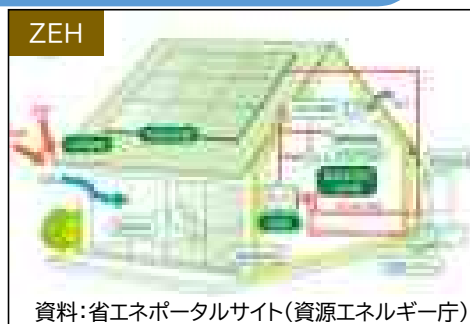
●行政の取組み

- ① RE100エリアの設置について検討する。 ⇒p21参照
- ① 公共施設への太陽光発電設備の設置を促進する。 ⇒p22参照
- ① 太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援する。
 - 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
 - 再生可能エネルギーの導入を推進する。
 - 再生可能エネルギーに関する情報を収集し、発信する。
 - 下水汚泥消化ガス*の活用を継続する。

「①」は重点的取組みに関連する取組み、「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

ZEHとZEBの普及に向けた国の動き

国は、「第6次エネルギー基本計画」では、2050年までに住宅・建築物のストック平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指すと掲げており、目標達成に向けて、ZEHやZEBの実証やさらなる普及拡大に向けた支援等を講じていくとしています。





●市民の取組み

- 国が提唱する運動「COOL CHOICE」を実践する。
- 家電の買換えや購入時に、高効率型や省エネ型家電などエネルギー効率が高い家電を選択する。
- 住宅の断熱化を検討する。
- 「うちエコ診断*」などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努める。
- 公共交通機関の利用や自転車、徒歩での移動を心がける。
- 自動車の買換え、購入時に電気自動車や燃料電池自動車*の導入を検討する。
- 自動車利用時はエコドライブ*を心がける。

●事業者の取組み

- 国が提唱する運動「COOL CHOICE」を実践する。
- 設備の買換えや購入時に、高効率ヒートポンプ*やコージェネレーション*などエネルギー効率が高い設備又は省エネ型設備を選択する。
- 省エネ診断などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努める。
- 事業活動のRE100化(再エネ100宣言RE Action*など)を検討する。
- 地球温暖化防止につながるISO14001*、KES*、エコアクション21*などの取得を検討する。
- 出張の際は公共交通機関の利用を心がける。
- 自動車の買換えや購入時に電気自動車や燃料電池自動車の導入を検討する。
- 自動車利用時はエコドライブを心がける。
- 製品等の配送距離を短くし、二酸化炭素排出量削減に努める。

●行政の取組み

- ① 二酸化炭素排出量削減目標を設定する。⇒p18~20参照
- ② 市役所も事業者として、「事業所の取組み」に努め、エネルギー使用量の削減を図る。
- ③ 電気自動車、燃料電池自動車の導入及び導入を啓発・促進する。
 - 国が提唱する運動「COOL CHOICE」を普及啓発する。
 - 地球温暖化防止につながる情報を収集し、発信する。
 - 未利用資源*(水素*エネルギーなど)に関する情報の収集に努める。

「①」は重点的取組みに関連する取組み、「②」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

■重点的取組み1 ゼロカーボンシティ宣言

(1) 背景

- 令和2年10月に行われた首相所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現」が宣言されました。
- こうした脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりを受け、2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明する地方公共団体が増えています。
- ゼロカーボンとは、二酸化炭素排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、二酸化炭素排出量を「実質的」にゼロにすることをいいます。
- 本市においても令和3年8月19日に「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量をゼロにするという目標の実現に向けて、国と同じ目標に向かって、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくという姿勢を示しました。



(2) 具体的な取組み

- 市ホームページや広報紙などを活用し、「越前市ゼロカーボンシティ宣言」の周知を行うとともに、市民や事業者に対して脱炭素化に向けた取組みへの協力を呼びかけます。
- 「(4)施策」で示した取組みを進めるとともに、国や県の動向に注視しながら、脱炭素社会に貢献する具体的な取組みについても調査・研究を進めます。

《越前市ゼロカーボンシティ宣言》

近年、世界各地で猛暑や豪雨など、地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しており、気象危機とも言ふべき極めて深刻な事態により、人々の生命や財産が脅かされ、生態系に甚大な影響が及ぶことが懸念されることから、地球温暖化対策の推進が求められています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標達成に向け、我が国も令和2年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

越前市は、1500年の歴史を誇る伝統産業から先端技術産業まで幅広い産業が集積する北陸有数のモノづくり都市として発展を続けるとともに、コウノトリが舞う里地里山*を市民との協働により守り続けてきました。

また、北陸新幹線越前たけふ駅周辺の新たなまちづくりでは、DX*(デジタルトランスフォーメーション)や再生可能エネルギーの導入推進等により、持続可能な経済と環境が両立する「フォレストシティ&越前市版スマートシティ」の実現を目指しています。

本市は、かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、本年度に市環境基本計画を見直すとともに、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を着実に進めていくことを宣言します。

重点的取組み2 二酸化炭素排出削減目標を設定

(1) 背景

- 国は「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け取組みを進めていく中、本市では「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な削減目標を掲げ、達成を目指していく必要があります。

(2) 具体的な取組み

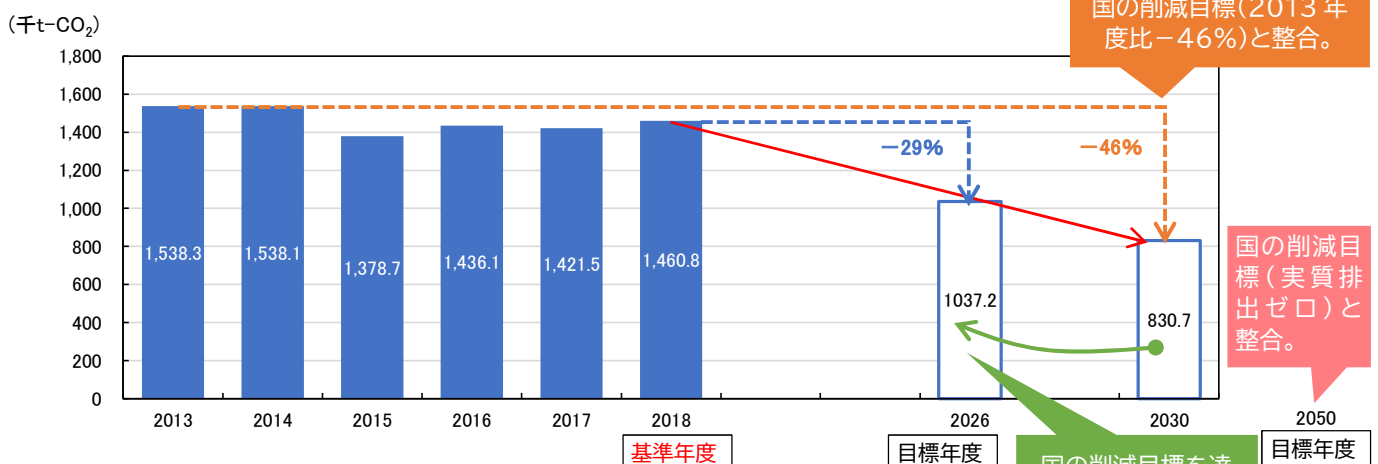
- 越前市域から排出される二酸化炭素について下記のとおり削減目標を設定し、最新の二酸化炭素排出量の把握していくことで、施策の効果を確認します。
- 二酸化炭素の排出量削減につながる取組みについて、市民や事業者がすぐに取り組めるよう、省エネ行動とそれに伴う二酸化炭素削減効果などを分かりやすくまとめ、周知します。
- 最新の二酸化炭素排出量を確認し、必要に応じて取組みを見直します。

(単位:千 t-CO₂)

項目	基準 2018(H30)年度	市計画目標 2026(R8)年度	短期目標 2030(R12)年度	長期目標 2050(R32)年度
二酸化炭素 総排出量	1,460.8	1037.2 ^{※1}	830.7	0 ^{※2}
目標削減量	—	-423.6	-630.1	—
目標削減率	—	基準年度比 -29%	H25(2013)年度比 -46%	(二酸化炭素総排出量 実質ゼロ)

※1 二酸化炭素総排出量の削減可能量(目安)の試算結果は資料編(資料-6)に示す

※2 二酸化炭素総排出量から森林などによる吸収量を差し引いた排出量をゼロにすることを旨す



二酸化炭素排出量の推移と目標排出量

省エネ度
41kg
2,250円

エアコン



省エネ度
42kg
1,470円

ファン
ヒーター



省エネ度
91kg
5,020円

電気
カーペット



省エネ度
193kg
10,650円

衣類
乾燥機



① 暖房の温度を1度低く、冷房の温度を1度高くカーテンで太陽の光を調整したり扇風機を上手に使うほか、着るものを工夫して過ごしましょう。

② 石油ファンヒーターの使用時間を1日1時間減らす
着るものを工夫して、必要な時だけつけまよう。

③ 電気カーペットの設定温度を「中」にする
電気カーペットの下に断熱マットを敷いたり、カバーをかけるなど工夫しましょう。

④ 衣類乾燥機を使う時は自然乾燥を併用する
衣類乾燥機は、自然乾燥をした後、補助的に使しましょう。

自動車



省エネ度
194kg
11,950円

⑤ ふんわりアクセルでゆっくり加速
車の発進は、できるだけゆっくり加速し、加減速の少ない運転を心がけましょう。

みんなで止めよう 地球温暖化！
家庭で実践
10の取組み
～脱炭素社会実現ために～
資源エネルギー庁が提唱している「無理のない省エネ節約」から抜粋しています。
※緑丸内の数字は、1年分のCO₂削減量と節約金額の目安を示しています。

冷蔵庫
1

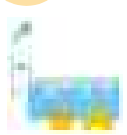
省エネ度
21kg
1,180円



⑥ 冷蔵庫に物を詰め込みすぎない
冷蔵庫の中を整理し、物を詰め込み過ぎないようにしましょう。

お風呂・シャワー

省エネ度
86kg
6,190円



※ガス使用の場合
⑦ 入浴は間隔をあけずすぐ入る
お湯が冷めないうちに、家族みんなで間隔をあけずお風呂に入りましょう。

ポット・ジャー

省エネ度
52kg
2,900円



⑧ ポットや炊飯ジャーを使わないときは、プラグを抜く
ポットや炊飯ジャーの保温は利用時間が長いいため、多くの電気を消費します。

電子レンジ

省エネ度
13kg
1,060円



⑨ 野菜の下ごしらえに電子レンジを利用する
調理の時間短縮のほか、ビタミンCの損失が抑えられます。

冷蔵庫
2

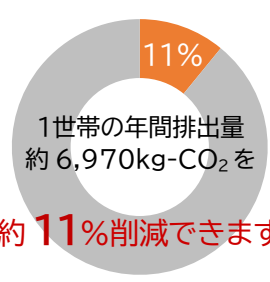
省エネ度
30kg
1,670円



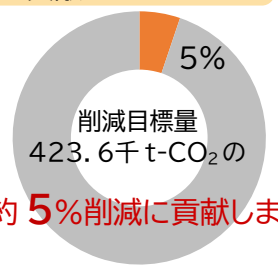
⑩ 冷蔵庫の設定温度を「中」にする
食品が傷みにくい季節は、庫内の温度を控えめに設定することで、消費電力を抑えましょう。

上記の10の取組みを全て行えば、1年間で**763kg**のCO₂の削減、**44,340円**の節約につながります

1世帯が1年間に排出する量をどのくらい削減できるの？



全世界帯が取り組んだら、目標達成にどのくらい貢献できるの？



越前市の世帯数:29,035世帯(福井県統計年鑑)
家庭部門の年間CO₂排出量:202.4千t-CO₂(P.13参照)
1世帯当たりの年間CO₂排出量:約6,970kg-CO₂
※全て2018(H30)年度のデータに基づいて算出しています。
※削減量及び節約金額は概算であり、実際とは異なる可能性があります。

CO₂ の削減につながる **取組み**

資料：事業者のための CO₂ 削減対策 Navi(一般財団法人省エネルギーセンター)

行動	削減量	
	削減ポテンシャル(t-CO ₂ /年)	運用費削減額(万円/年)
熱源・搬送対策		
運用改善		
空気比を低く抑えてボイラ等の燃焼設備を運転する	1.0 ~ 200	2.0 ~ 500
二次側負荷の状況に応じて運転圧力調整し、過剰圧力による過剰燃料消費を抑制する	3.0 ~ 30	10.0 ~ 100
ボイラ等の停止時間中の電源を遮断し、燃焼制御装置の待機電力を削減する	0.2 ~ 20	1.0 ~ 100
冷却水設定温度を、冷房負荷ピーク時とそれ以外の冷房軽負荷時期で変更するなど、きめ細かい調整を行う	1.0 ~ 130	~ 800
空調が不要な部屋の空調を停止する	1.0 ~ 70	5.0 ~ 400
設備		
エネルギー効率の良い高効率ボイラの導入	1.0 ~ 900	~ 3,000
経年変化などにより効率が低下した冷却塔を高効率型の製品に更新する	2.0 ~ 30	2.0 ~ 90
経年変化によって効率が低下した循環ポンプを更新する	10.0 ~ 100	20.0 ~ 500
コージェネレーションの導入	1 ~ 100	300 ~ 3,000
空調・換気対策		
運用改善		
季節に応じて空調開始時期をこまめに変更するとともに、不在時の空調運転を停止する	1.0 ~ 400	0.0 ~ 3,000
空室、不在時のこまめな空調停止	1.0 ~ 1,000	4.0 ~ 3,000
温度基準の範囲内(17℃以上 28℃以下)の室温となるよう冷暖房機の設定温度を見直す	0.1 ~ 2,000	0.3 ~
設備		
高効率空調機に更新する	~ 800	1.0 ~ 1,000
ファンベルトの交換時期に高効率型のファンベルトへ取替える	0.2 ~ 50	1.0 ~ 200
インバータ等によるファンの変風量制御(VAV)の導入	0.4 ~ 500	2.0 ~ 2,000
給排水対策		
設備		
節水型シャワーヘッドの導入	1.0 ~ 20	2.0 ~ 70
高効率ヒートポンプ給湯器への更新	30 ~ 60	60 ~ 200
高効率ガス給湯器に更新する	~ 90	~ 300
その他		
運用改善		
不使用室などの不要照明や不要時間帯のこまめな消灯	0.2 ~ 100	1.0 ~ 600
パソコン等 OA 機器の待機電力を削減する	0.1 ~ 4	0.4 ~
閑散期のエレベーターの一部停止	0.1 ~ 1	0.3 ~ 5
設備		
人感センサー方式の導入	0.1 ~ 60	~ 200
省エネ型自動販売機への更新	1.0 ~ 100	2.0 ~ 500
合計	55 ~ 6,765	414 ~ 16,565

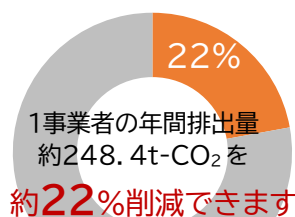
※表中の数値は、小数第1位を四捨五入して表記しているため、合計が合わないことがあります。

上記の取組みを全て行えば、
1年間で**55**トンの CO₂ の削減
につながります
※上記表の最小側の数値で試算

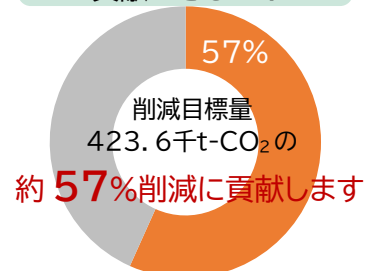
越前市の事業所：4,369事業所(福井県統計年鑑)
産業部門の年間CO₂排出量：967.5千t-CO₂(P.13参照)
民生業務部門の年間CO₂排出量：
117.9千t-CO₂(P.13参照)
1事業所当たりの年間CO₂排出量：約248.4t-CO₂

※全て2018(H30)年度のデータに基づいて算出しています
※削減量は概算であり、実際とは異なる可能性があります

1事業者が1年間に排出する量を
どのくらい削減できるの？



全事業者が取り組んだら、
目標達成にどのくらい
貢献できるの？



■重点的取組み3 RE100エリアの検討

(1) 背景

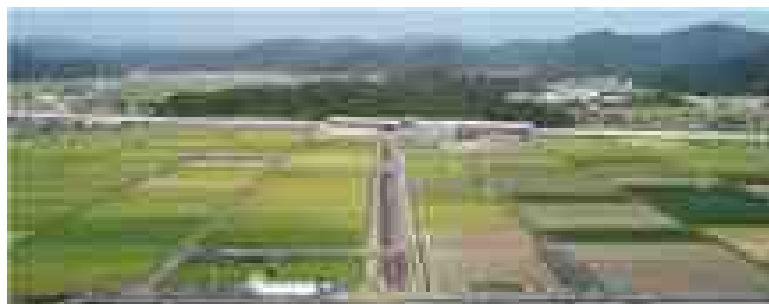
- 本市は、北陸新幹線越前たけふ駅周辺で持続可能な経済と環境が両立するまちづくりの実現を目指し、再生可能エネルギーの導入やDX(デジタルトランスフォーメーション)等に取り組む企業の誘致など、新たなまちづくりを進めています。
- また、生活や事業活動などに必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うなど、脱炭素化を目指して進めることが重要となっています。

(2) 具体的な取組み

- 北陸新幹線越前たけふ駅周辺において、企業が事業活動に必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことを目指すモデル区域「RE100エリア」の設置を検討します。
- 「RE100エリア」に進出する企業に対しては、建物の屋上や敷地内に太陽光発電設備や蓄電池の設置、また、自家消費型太陽光発電の導入及び再生可能エネルギー由来電力の購入・調達など、事業を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指すよう求めます。
- エネルギー供給事業者や「RE100エリア」進出企業と連携し、再生可能エネルギー由来電力を積極的・安定的に調達できる体制の構築を目指します。

北陸新幹線越前たけふ駅周辺のまちづくり

北陸新幹線越前たけふ駅周辺では、エネルギー供給事業者や企業と連携して、企業の敷地内に再生可能エネルギー設備を設置することなどにより再生可能エネルギー由来電力の調達を行うとともに、徹底した省エネなどにより事業で使用する電力を最小限にすることで、事業等で必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことを目指します。



新たなまちづくりを目指す北陸新幹線越前たけふ駅周辺

重点的取組み4 公共施設への太陽光発電設備の設置促進

(1) 背景と目的

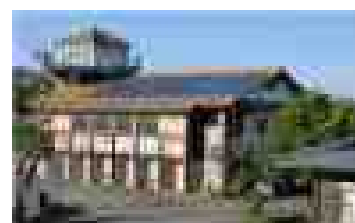
- 2050年脱炭素社会実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ*(令和3年、国・地方脱炭素実現会議)」において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、令和12(2030)年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、令和22(2040)年には100%導入されていることを目指す。」ことが目標として掲げられており、本市においても公共施設への積極的な太陽光発電設備の設置が重要となっています。

公共施設における太陽光発電設備の設置状況(令和3年3月時点)

番号	施設名	最大出力(kW)	設置年度
1	岡本公民館	15.0	平成11年度
2	中央図書館	10.0	平成18年度
3	瓜生水と緑公園	10.0	平成21年度
4	武生南小学校	1.14	平成22年度
5	武生第一中学校	7.0	平成22年度
6	南越中学校	7.0	平成22年度
7	紫式部と国府資料館	3.24	平成23年度
8	武生第六中学校	7.0	平成24年度
9	吉野小学校屋内運動場	49.9	平成24年度
10	武生南小学校屋内運動場	48.64	平成25年度
11	武生第一中学校屋内運動場	49.5	平成25年度
12	広瀬勤労者研修センター	27.0	平成25年度
13	白崎地区農業集落排水処理施設	39.6	平成25年度
14	水循環センター	28.5	平成25年度
15	中央公園管理事務所	12.0	平成28年度
16	エコビレッジ交流センター*	7.28	平成28年度
17	外灯(11か所)	計 1.5	平成17年度～令和2年度

(2) 具体的な取組み

- 令和12年までに、設置可能な公共施設数の50%に太陽光発電設備導入を目指します。
- 新たに公共施設を建設する際は、太陽光発電設備の設置を検討します。



(エコビレッジ交流センター)

公共施設における太陽光発電設備の導入予定

番号	施設名	最大出力(kW)	運用開始予定年度
1	武生中央公園温水プール複合施設(仮称)	192.0	令和4年度
2	道の駅 越前たけふ	107.2	令和5年度
3	西校区 公立認定こども園(仮称)	未定	令和5年度

(5) 指標

● 施策1 再生可能エネルギーの普及推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
太陽光発電設備設置件数	件/年	23 (R2)	35 (R8)	太陽光発電設備の設置状況を示します。	基準年から約5割増を目指します。

● 施策2 地球温暖化防止に向けた取組みの推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
越前市の二酸化炭素排出量	千t -CO ₂	1,460.8 (H30)	1,037.2 (R8)	脱炭素社会実現に向けた市の取組み成果を示します。	基準年比29%削減を目指します
市施設におけるエネルギー消費原単位*削減率(学校・公民館等を除く)	%	100 (R2)	94 (R8)		令和2年度を基準として毎年1%の削減を目指します
電気自動車・燃料電池自動車補助件数	件/年	10 (R2)	20 (R8)		電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況を示します。

基本方針 2 水や空気がきれいな 安心安全が実感できるまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

大気環境

- 本市では、市内4地点(武生、今立、味真野、武生北)で継続的に大気の定点観測調査を行っており、二酸化窒素濃度(NO_x)、二酸化硫黄濃度(SO_x)、浮遊粒子状物質量(SPM)*はいずれも環境基準*を満たしています。
- 光化学スモッグ*の原因物質である光化学オキシダント*は武生及び今立の測定局で観測しており、本市においては光化学スモッグ注意報の発令は過去一度もありません。
- 微小粒子状物質量(PM2.5)*は、福井県が県内9箇所で監視を行っており、本市では、県による注意報等発令時に、関係機関への円滑な連絡や市民への周知ができる体制を整備しています。



大気の定点観測地点

水環境

- 河川の水質について、令和2年度は、市内9河川(11地点)で調査を実施しており、水素イオン濃度(pH*)、生物化学的酸素要求量(BOD*)、浮遊物質(SS*)はいずれの地点も環境基準を満たしていますが、一部河川では気温の上がる夏季において、大腸菌群数*が環境基準を超過しています。
- 河川の汚濁負荷低減に向けて、合併処理浄化槽*や公共下水道の整備を進めており、令和2年度末時点で汚水処理人口普及率は94.0%、水洗化率は88.2%となっています。

騒音・振動

- 近年の騒音に関する苦情内容は、一般家庭などから発生する騒音に対する苦情が多くなっています。
- 振動に関する苦情は、近年寄せられていません。

有害化学物質など

- 本市では毎年、土壌と河川水に含まれているダイオキシン類*の調査を実施しており、全ての調査項目及び調査地点において環境基準を満たしています。

苦情件数等

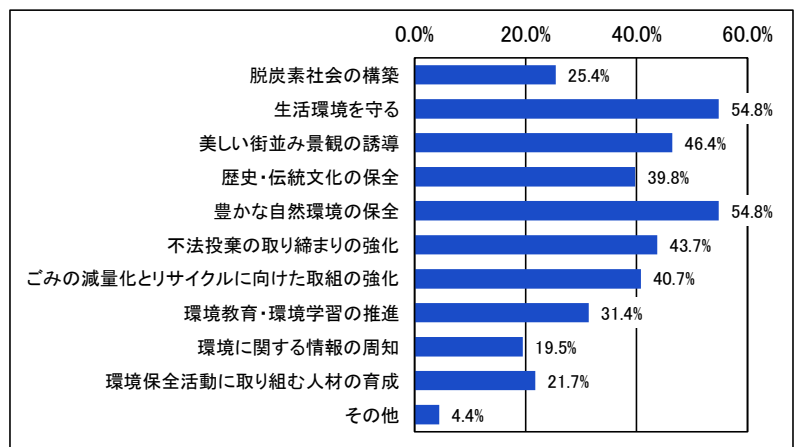
- 令和2年度の公害苦情受付(処理)件数は64件で、種類別では大気23件、水質14件、騒音7件、悪臭1件、その他不法投棄*等が18件となっています。
- 公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理(草刈等)に関するものがあり、令和2年度は37件となっています。

(2)これまでの主な取組み

- 大気質と河川水質、地下水質、道路騒音などについてモニタリング*調査を継続して実施。
- 環境保全(公害防止)協定*の締結事業所について、協定に基づく報告書の提出や立入検査などによる監視・指導を実施。(環境保全(公害防止)協定の締結事業所数:67事業者[令和2年度末時点])
- 河川の汚濁負荷低減のための取組みとして、公共下水道の整備を進めるとともに水洗化を促進。
- 不法投棄の対策として、定期パトロールの実施や不法投棄防止看板や不法投棄監視カメラの設置、関係機関との不法投棄事例などの情報交換を実施。
- 各地区が社会奉仕活動として河川清掃などを実施した際には、ごみ処理に関する支援を実施。

(3)課題

- 今後も公害の発生防止に向けて、大気や水質などの調査・結果の公表や事業所への監視・指導を継続する必要があります。
- 公共下水道の水洗化率向上に向け、地域住民への接続を促す必要があります。
- 公害苦情以外の苦情として、空き地の管理(草刈等)に関するものが増えており、対応について検討する必要があります。
- 廃棄物の不法投棄が未だ発生しており、防止に向けて対策を強化する必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、「市に重点的に進めてほしい施策」では、「生活環境を守る」が高い割合を占めており、公害の発生防止などの取組みを継続して行う必要があります。



市に重点的に進めてほしい施策

※資料:令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

● 施策3 生活環境の保全推進



● 市民の取組み

- 廃食油を流さない、食器の油汚れをふき取ってから洗うなど、生活排水による水の汚れの防止に努める。
- 大きな音を出さないなど、近隣住民に配慮する。
- 所有する空き地や空き家などを適正に管理する。

● 事業者の取組み

- 大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など生活環境に関する法令を遵守するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する。
- 施設の設置・更新時には、近隣住民に配慮する。
- 市内に新たに工場又は事業所を建設する時は、行政又は周辺住民との環境保全協定の締結について検討する。
- 周辺環境や近隣住民に配慮した事業活動に努める。

● 行政の取組み

- ① 大気質や河川水質、地下水質、道路騒音などを定期的に調査・観測を実施し、結果を公開するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する。
- ② 公共下水道と合併処理浄化槽の整備・普及を推進する。
 - 市内に新たに工場又は事業所が建設される時には、周辺への影響を評価した上で、環境保全協定の締結を検討する。
 - 環境保全協定を締結した工場又は事業所の監視・指導を徹底する。
 - 工場又は事業所からの汚水や騒音発生など生活への影響が発生した場合は、事業者に対して適切な指導を実施する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策4 廃棄物の適正処理の推進



●市民の取組み

- ごみを捨てる時はルールを守り、決められた場所へ、決められた日時に、決められた方法で出す。
- ごみの野外焼却やポイ捨てをせず、適正に処理する。
- 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理する。

●事業者の取組み

- 事業所から排出するごみは、法に基づき責任をもって適正に処理する。
- 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理する。
- 廃棄物と間違われやすい資材等を保管する時は、不法投棄と間違われやすい適切に管理する。

●行政の取組み

- ④ 定期的にパトロールを実施し、問題の早期発見と再発防止対策を進める。
- 監視カメラの設置による監視体制の強化や不法投棄防止看板の設置などを継続する。
- 町内会などが行うごみ拾い等の清掃活動に対し、ごみの回収や処理などについて支援・協力する。

「④」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

● 施策3 生活環境の保全推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
汚水処理人口普及率	%	94.0 (R2)	96.0 [※] (R5)	公共下水道とその他 汚水処理施設の整備 成果を示します	「越前市下水道整備 基本構想」の目標に 合わせて取り組み ます。
市内主要河 川水質検査 の環境基準 値達成率	生活環境項目*	92.8 (R2)	95.0 (R8)	河川水質の保全の取 組み成果を示します	各調査地点におい て、環境基準達成を 目指します
	健康項目*	100.0 (R2)	100.0 (R8)		
汚染(有機溶剤*)区域内地 下水質の環境基準達成率	%	86.7 (R2)	100.0 (R8)	地下水質の保全と改 善の取り組み成果を示 します	全ての監視井戸に おいて、環境基準の 達成を目指します

※ 「越前市下水道整備基本構想」に合わせて見直します。

● 施策4 廃棄物の適正処理の推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
不法投棄ごみ回収量	kg/ 年	2,450 (R2)	2,000 (R8)	不法投棄防止の取組 み成果を示します	基準値からの約2 割減を目指します

基本方針3 コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

動植物（生物多様性）

- 本市には豊かな里地里山が存在し、水田、ため池、河川などには、多種多様な野生生物が生息しています。
- 「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物(福井県)」によると、市内ではフジバカマやトミヨ、メダカ、ゲンゴロウ、ハッチョウトンボなどの絶滅危惧種が確認されており、希少野生生物の宝庫となっています。
- 希少野生生物の宝庫である一方、本市では特定外来生物*の生育・生息が問題となっており、本市のため池などではオオクチバスやブルーギル、水路ではオオフサモが繁茂するなど、在来生態系への悪影響が懸念されています。
- 本市の中山間地ではイノシシやシカ、サル、アライグマ、ハクビシンなどによる農作物への被害が発生しており、農業への影響が懸念されています。

コウノトリ

- 本市は、日本の野生コウノトリの最後の生息地の一つだったこと、また、平成22年にコウノトリが飛来し、「えっちゃん」の愛称で広く市民に親しまれてきたことなどを契機に、コウノトリの野外定着に向け県と連携して白山地区で飼育・繁殖事業を進めています。
- 本市は、平成22年から12年連続してコウノトリの飛来が続き、平成29年からは4年連続して野外コウノトリが産卵、令和2年には安養寺町で、令和3年には安養寺町と下中津原町で、ひなの巣立ちが実現しました。
- また、令和3年9月には黒川町にコウノトリの群れ16羽が確認されるなど、定着に向けた取組みの成果が表れています。



安養寺町の野外コウノトリのひな

アベサンショウウオ

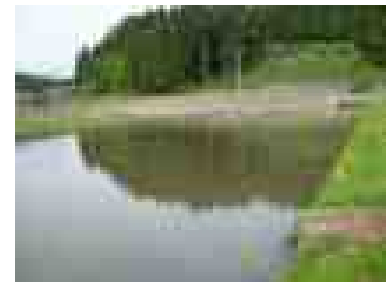
- アベサンショウウオは、環境省のレッドリスト*で「絶滅危惧ⅠA類」に分類され、また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種に指定されている非常に貴重な生きものです。
- 本市はアベサンショウウオの国内最大の生息地であり、保全活動が進められています。



生息地の維持管理の様子

里地里山の保全再生

- 本市では、里地里山保全再生活動を全市域に広げるため、本市に縁のあるコウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとした「コウノトリが舞う里づくり」を進めています。
- コウノトリが舞う里づくりでは、希少野生生物の保全や休耕田ビオトープ*の整備、水田退避溝や魚道設置といった生きものに配慮した環境整備や啓発活動を行っています。



休耕田ビオトープ

環境調和型農業

- 本市の農業は、水稻(コシヒカリ)を中心に良質米の生産地として地位を確立してきました。
- 本市では、コウノトリが舞う里づくりの取組みを通じて、減農薬や無化学肥料による環境調和型農業の普及を進めており、その取組面積は県内トップとなっています。
- 本市の福井県認証特別栽培米*の取組面積は、県内の約35%を占めています。このうち、「コウノトリ呼び戻す農法米」などをはじめとする無農薬・無化学肥料栽培の特別栽培米の取組面積は県内の約半分を占めており、高付加価値の米づくりが進められています。
- そのほかにも、西瓜やトマト、キュウリなどの園芸作物のブランド化を進めており、関西・中京方面にも出荷しています。



特別栽培米取組面積

(2)これまでの主な取り組み

- 令和2年3月に「越前市食と農の創造ビジョン」を改定。
- コウノトリをシンボルとした里地里山の保全再生や環境整備について、市民や農業者、自治組織、商工業者、研究機関、教育機関や各種団体と連携して実施。
- 野生生物について、生息状況調査や生息地の保全対策を実施。
- 在来の野生生物の生息を脅かしている外来生物については市民の協力の下、駆除・防除を実施。
- 「鳥獣被害防止計画」を策定し、計画的な捕獲を実施するとともに、防護柵の整備や捕獲檻の設置、駆除・防除方法の講習会を開催。
- お米を食べる習慣の大切さや食と身近な農業とのつながり、いのちの大切さなどについて学ぶ公開講座「ごはん塾」を開催。
- 環境にやさしい里地里山の取り組みや魅力の発信を行う「コウノトリが舞う里づくり大作戦」を開催。
- 県認証の特別栽培米などの作付けや環境調和型農業に取り組む生産者を支援。



ごはん塾の様子

(3)課題

- 本市では市民の自然環境の保全意識は高いものの、保全活動への参加者が一部に限られており、多様な主体の参画が得られるよう、本市の自然の魅力とその保全のための取り組みについて、情報発信の拡充・強化を図っていく必要があります。
- 少子高齢化の進行に伴い、農林業従事者の高齢化や担い手不足、農林地の荒廃が深刻化しており、農林地の活用や人材育成を進めていく必要があります。
- 今後も本計画の関連計画である「越前市食と農の創造ビジョン」に沿ってコウノトリが舞う里づくりの取り組みを進める必要があります。
- 本市の豊かな自然や生物多様性を保全するため、今後も希少野生生物の生息状況の調査や生息環境の保全・再生を進めるとともに、在来生態系を脅かす可能性のある外来生物の管理や侵入の未然防止を進める必要があります。
- 中山間地を中心に農作物に大きな被害を与えている野生獣については、今後も捕獲・駆除による管理を進めるとともに、ジビエなどとしての活用を検討していく必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、市に重点的に進めてほしい施策について、「豊かな自然環境の保全」が高い割合を占めており、自然環境の保全につながる取り組みを継続して行うことが必要です。

(4) 施策

● 施策5 生物多様性の保全



● 市民の取組み

- 保有する山や田んぼ、畑を適正に管理する。
- 生物多様性や外来生物の問題について正しい知識を身につける。
- 自然環境学習ができる施設や農業体験、その他自然散策などにより、積極的に自然環境と直接ふれあう。
- 希少野生生物の保全活動へ積極的に参加・協力する。

● 事業者の取組み

- 自然環境や周辺の景観に配慮した事業活動や土地利用を行う。
- 希少野生生物の保全活動へ積極的に参加・協力する。
- 駆除した野生獣のジビエ等の活用について検討する。

● 行政の取組み

- ① 森林の枝打ち、下草刈などを計画的に進める。
- ① 豊かな自然環境のシンボルとなるコウノトリの定着を目指し、多様な生きものの生息場所となる水田退避溝、休耕田ビオトープなどについて幅広い世代に周知を図るとともに、市全域に広げる。
- コウノトリが舞う里づくりの取組みを通じて、本市の優れた里地里山環境の保全・再生を進める。
- 県や関係機関、地域住民と連携して、コウノトリやアベサンショウウオをはじめとする希少野生生物の調査や生息環境の保全・再生を進める。
- 外来生物に関する正しい知識の普及に努めるとともに、県と連携して外来生物の分布拡大や侵入未然防止に努める。
- 自然環境学習ができる施設(エコビレッジ交流センターや八ツ杉森林学習センターなど)や身近な山や田んぼを活用し、将来を担う子どもや地域住民の「いのち」を大切にしている意識の醸成に努める。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策6 環境調和型農業の推進



●市民の取組み

- 環境調和型農業の実践に努める。
- コウノトリ呼び戻す農法米や、農法米を使用して醸造したお酒「かたかた」などの購入・利用に努める。
- 地元の農産物や商品の購入・利用に努める。
- 市が行う地産地消*や食育*の取組みに参加・協力する。

●事業者の取組み

- コウノトリ呼び戻す農法米や、農法米を使用して醸造したお酒「かたかた」などの販売や活用を進める。
- 地元の農産物を活用した商品の開発やブランド化、販売・活用を進める。
- 市が行う地産地消や食育の取組みに参加・協力する。

●行政の取組み

- ① 生物多様性の保全を推進するとともに、付加価値のある農産物の増産を図るため、環境調和型農業の普及を進める。
- コウノトリをシンボルとした農産物のブランド化を進める。
- 農業者と消費者の結びつきを強めるとともに、地域の農業を活性化させるため、地産地消を進める。
- 「越前市まるごと食の感謝祭」や「ごはん塾」の取組みなど、学校や地域活動・市民活動による食育の普及を進める。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策5 生物多様性の保全

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
森林施業面積	ha/ 年	38.0 (R2)	60.0 (R8)	良好な森林を育成する取組み成果を示します	年間 60ha 以上の施業面積を目指します
里山の森林づくりボランティア参加人数	人/年	285 (R2)	350 ^{※1} (R8)	市民の自然環境保護に対する意識向上の成果を示します	「越前市総合計画実践プログラム」の目標に合わせて取り組みます。
水田魚道*の設置数	箇所	22 (R2)	32 ^{※2} (R6)	農地における自然再生の取組み状況を示します	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。
休耕田ビオトープの面積	ha	9.3 (R2)	13 ^{※2} (R6)	自然再生の取組状況を示します	

※1 「越前市総合計画実践プログラム」に合わせて変更します。

※2 「越前市食と農の創造ビジョン」に合わせて変更します。

●施策6 環境調和型農業の推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
コウノトリ呼び戻す農法米を含む有機 JAS*・県認証区分①の栽培面積	ha	76.7 (R2)	80 [※] (R6)	環境調査型農業の取組み成果を示します	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。
有機栽培農産物(米、大麦、大豆)の作付面積	ha	94 (R2)	103 [※] (R6)		
有機 JAS・県認証区分①～③に取組む農業者数	人	107 (R2)	150 [※] (R6)		

※ 「越前市食と農の創造ビジョン」に合わせて変更します。

基本方針 4 資源が循環する

ごみの少ない都市づくり

関連する
SDGs



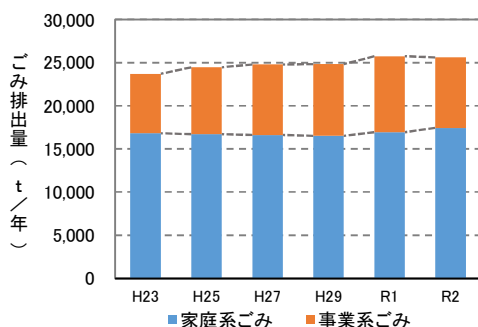
(1)現状

近年の資源循環に関する動き

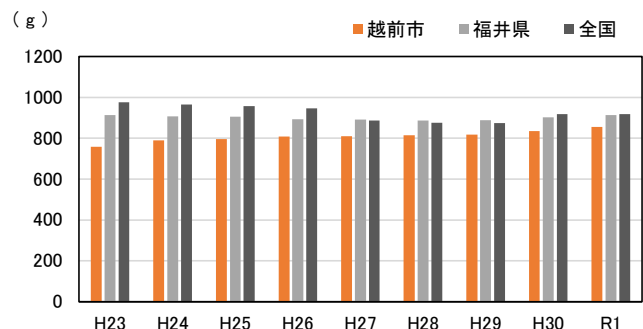
- 近年、ポイ捨てされたプラスチックごみが河川・海洋に流出してマイクロプラスチック(直径5ミリメートル以下のプラスチック)となり、海洋環境の汚染や生態系に影響を与えることが懸念されています。
- 福井県が三国サンセットビーチなどで行っているマイクロプラスチック調査では、砂1リットル当たり平均282個のマイクロプラスチックが確認されています[令和2年度実績]。
- 資源循環に関する動きとして、食品ロス(食べられるのに捨てられる食品)も深刻な問題となっており、国の食品ロス量は、平成30年度推計で年間600万トンとなっています。
- 1人当たりの食品ロス量は年間約47キログラムとなっており、これは、年間1人当たりの米の消費量(約54キログラム)とほぼ同程度の量となっています。

ごみの排出量

- 本市の令和2年度のごみの排出量は25,623トンとなっており、近年は25,000トン前後で推移しています。
- 家庭系のごみは、平成19年度から13年連続県内9市で最も少ない排出量となっていますが、平成23年度以降は減少傾向はなく、ほぼ横ばいで推移しています。
- 事業系のごみは、緩やかな増減を繰り返しており、8,000トン前後で推移しています。
- 1人1日当たり排出量は、国や県と比べて低くなっているものの、年々増加しています。



越前市のごみの排出量の推移

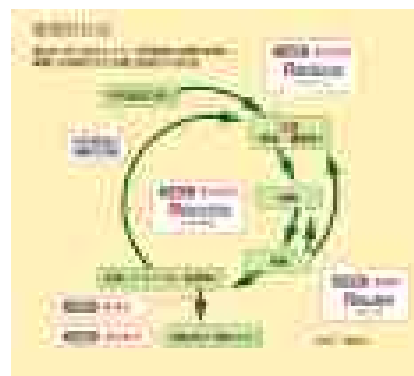


1人1日当たりのごみ排出量

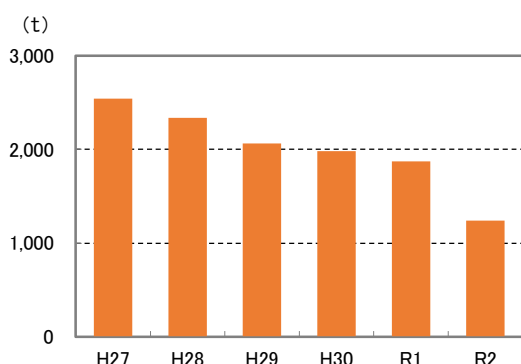
(出典:県循環社会推進課)

3R*（スリーアール）に関すること

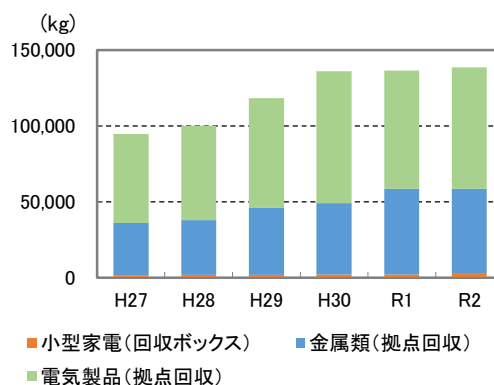
- 3Rとは、Reduce（リデュース・廃棄物の発生抑制）*、Reuse（リユース・再使用）*、Recycle（リサイクル・再資源化）*の3つの取組みの頭文字からきており、この順番で取り組むと環境への影響が少ないといわれています。
- 本市が把握している資源回収量は近年減少傾向にありますが、スーパーなど店舗による古紙類や紙パック、食品トレイなどの回収が普及してきており、民間においてもごみの再資源化が進んでいます。
- 本市では、微生物を活用した生ごみ堆肥化の取組みを進めています。



3Rと資源循環の流れ
資料：3Rまなびあいブック(環境省)



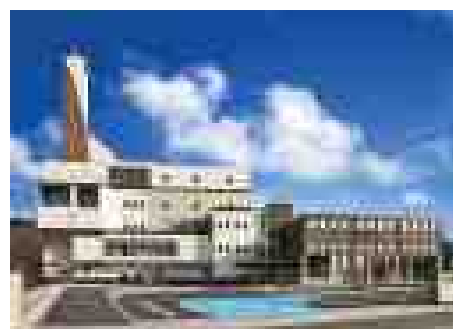
古紙回収量の推移



金属類・電気製品回収量の推移

エコクリーンセンター南越

- 本市のごみ処理施設として、既存施設の老朽化に伴い新たなごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」が整備され、令和3年4月から本格稼働しています。
- エコクリーンセンター南越は、1日当たりのごみ処理能力が84トンとなっており、焼却炉に最新の技術を用いたストーカ方式*が採用され、ごみを燃やした熱を利用して発電を行うことができ、維持管理費の削減と二酸化炭素の発生抑制につながっています。
- また、周囲の自然風景に溶け込む色彩の採用や周辺敷地の緑化といった景観への配慮、誰もが楽しく環境について学べる充実した見学設備を備え、環境学習の場としての活用も期待されています。



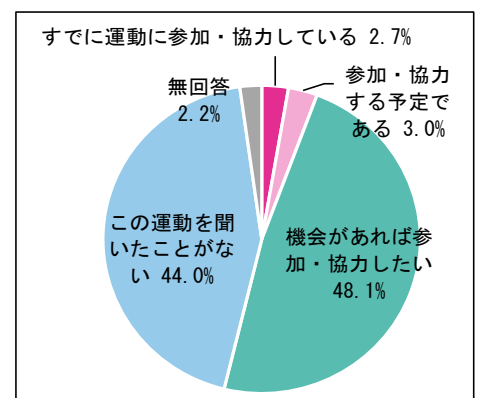
エコクリーンセンター南越
(南越前町上野)

(2)これまでの主な取組み

- ごみの分別方法などに関する市民向けの市政出前講座*を実施。
- 市内の団体が実施する古紙類や雑がみ*の資源回収を進めるため、回収量に応じた奨励金を交付。
- 金属類、電気製品、小型家電などの拠点回収を実施。
- ダンボールコンポスト*などによる家庭でできる生ごみの堆肥化の推進。
- ごみ減量化リサイクル推進員制度*において、令和2年度末時点で市内264町内のうち252町内で、2,110名の推進員を認定。
- 下水処理の過程で発生する汚泥を、肥料やセメント原料として100%有効活用。
- エコクリーンセンター南越の稼働に伴うごみの分別方法の一部変更について、市や南越清掃組合が市民に周知。
- 食品ロスの対策として福井県と協力して食べきり運動を推進したほか、フードドライブ*の実施や微生物を利用した生ごみ処理器の購入に奨励金を交付。

(3)課題

- 本市の1人1日当たりのごみ排出量は、国や県より少ないものの年々増加しており、ごみ排出量削減に向け、より一層の取組みが求められます。
- ごみ減量化のために、ペットボトルやプラスチックごみ、食品ロスの削減などのさらなる普及啓発を図る必要があります。
- ごみの再資源化を進めるために、生ごみの資源化やプラスチックごみ、雑がみ、金属類、電気製品、小型家電などの回収を継続して進める必要があります。
- 新ごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」の稼働に伴い、ごみの分別方法をさらに周知していく必要があります。
- 近年大きな問題となっている、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染問題や食品ロス問題について、より対策を強化する必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、「使わないものはフリーマーケット(フリマアプリ含む)やリサイクルショップに出している」では「実施している」の割合が低く、資源のリユースに関する取組みを強化する必要があります。
- おいしいえちぜん食べきり運動*について、「すでに運動に参加・協力している」と回答した市民は少なく、取組みが浸透していないことから、より普及啓発を進める必要があります。



「おいしいえちぜん食べきり運動」の取組み状況
※資料:令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

● 施策7 3Rの推進



● 市民の取組み

- ごみの分別を徹底する。
- 古紙類や雑がみの資源回収を実施、又は参加する。
- 生ごみの堆肥化による活用を検討する。
- 不要となった日用品や衣類は、捨てずにリサイクルショップやフリマアプリなどを活用し、再使用(リユース)に心がける。

● 事業者の取組み

- 排出される廃棄物の適正な分別・処理や減量化を徹底する。
- ICT*の活用によるペーパーレス化*などにより、紙の使用量の削減に努める。
- 事業活動の過程で発生する廃棄物が少なくなるよう努める。

● 行政の取組み

- ① ごみの分別方法の周知やごみの分別・減量に関する意識の向上に努める。
- ① 「雑がみ」の分別・再資源化を促す取組み「雑がみ救出作戦」を促進する。
- ① 下水汚泥の資源化を継続する。
 - 家庭での微生物を利用した生ごみ処理器の購入を支援する。
 - 外国籍市民のごみ分別と減量に関する意識の向上に努める。
 - 廃棄物焼却による熱エネルギーを活用して発電し、エネルギーを回収する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●施策8 食品ロス削減、使い捨てプラスチックごみ対策



●市民の取組み

- 「おいしいえちぜん食べきり運動」や「フードドライブ」に協力する。
- 食材を購入する前に在庫を確認し、買いすぎないようにする。
- 「賞味期限*」と「消費期限*」を正しく理解する。
- マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋やペットボトルの使用を控える。
- 会議や集会等でのペットボトル飲料の提供を控える。
- スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックの使用を控える。
- 過剰包装を断り、包装が簡易な商品を選ぶ。

●事業者の取組み

- 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。
- 会議等でのペットボトル飲料の提供を控える。
- 再生品やリサイクルが容易な資材を活用する。
- 飲食店、料理店、ホテルなどはハーフサイズや小盛りなど、食べ残しが出ない工夫をしたメニューの設定や食べきれなかった時の持ち帰りに対応するなど食品ロスの削減に努める。
- 商品を販売する時は、過剰包装を避ける。

●行政の取組み

- ③ 「おいしいえちぜん食べきり運動」や「フードドライブ」の実施を強化する。
- 市役所職員が率先して、マイバッグやマイボトル等を利用する。
- レジ袋やペットボトル、使い捨てプラスチック容器・製品の削減に向けてマイバッグやマイボトルなどの普及啓発を進める。
- 海洋プラスチック問題*に関する情報を収集し、ホームページや広報紙、市政出前講座等により周知する。
- 燃やせるごみとして出された内容物に混入している、まだ消費できる食品（食品ロス）や再資源化できるプラスチック製容器包装及びペットボトル、再生できる古紙などの混入率を調査する。

「③」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策7 3Rの推進

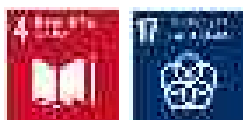
指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
家庭系ごみ排出量(市民1人1日当たりのごみ排出量)	g/日・人	562 (R1)	562 (R8)	廃棄物の発生抑制の 取組み成果を示しま す	「一般廃棄物処理基 本計画」に基づき基 準年の成果を維持 します
ごみのリサイクル率	%	22.9 (R1)	22.9 (R8)	廃棄物の再生利用に 対する成果を示しま す	「一般廃棄物処理基 本計画」に基づき基 準年の成果を維持 します
古紙の集団回収実施団体 数	団体	161 (R1)	161 (R8)		基準年の成果を維 持します
下水汚泥の資源化率	%	100 (R2)	100 (R8)	下水汚泥の資源化の 取組み成果を示しま す	「越前市下水道整備 基本構想」の目標に 合わせて取り組み ます。

●施策8 食品ロス削減、使い捨てプラスチックごみ対策

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
フードドライブ実施回数	回/年	2 (R1)	4 (R8)	食品ロス削減に向け た取組み成果を示し ます。	基準年の成果から 倍増を目指します

基本方針 5 環境共育で環境を守り育むまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

近年の環境教育・学習に関する動き

- 近年、世界では気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、私たちの開発活動に起因する様々な問題が発生しています。
- ESD*(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)は、こういった現代社会の問題について、一人一人が身近なところから取り組むことで、持続可能な社会を実現していくことを目指すために行う学習・教育活動のことです。
- ESDはSDGsのゴール4「質の高い教育をみんなに」の達成につながる活動であり、県内の各学校で、このESDの推進に向けた取組みが進められています。



ESD の概念

資料:文部科学省

SDGsに関する動き

- 国が平成30年に策定した「第五次環境基本計画」では、SDGsとパリ協定が採択された平成27年を「転換点」として捉えており、SDGsの考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であると示されています。
- SDGsに関連する概念として地域循環共生圏*があり、これは、地方と都市、あるいは地方と地方が互いに人やモノ、資源などを補完し助け合いながら循環と共生の理念で持続可能な社会を作る考え方のことで、地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs*)にもつながるものとされています。

SDGsやESDの推進に向けた学校の動き

- 市内小中学校では、SDGsについての学習が進められています。



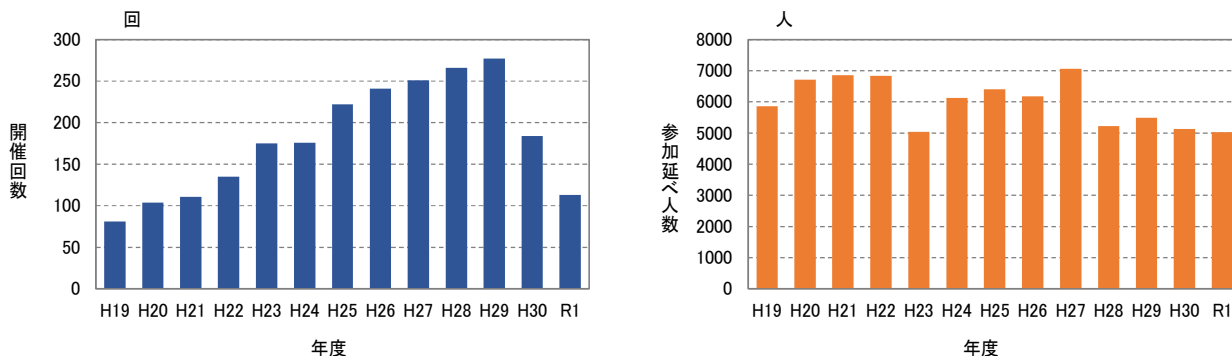
(味真野小学校)



(武生南小学校)

環境学習会などの開催

- 地区や公民館、エコビレッジ交流センターなどで市民を対象とした環境学習会が行われていますが、その回数は、平成29年度をピークに減少しています。
- 環境学習会の参加延べ人数は、5,000人程度で推移しています。



地区や公民館が開催した環境学習会の回数と参加延べ人数

環境保全活動

- 本市では、多くの環境保全団体や地区が環境保全活動を実施しており、水や緑、生きものの保全、ごみ対策、循環型社会づくりなど幅広い分野の活動に取り組んでいます。



田んぼアートの田植え(南中山)



花と緑あふれるまちづくり事業(吉野)

環境について学べる施設

- 本市には、エコビレッジ交流センター、ハツ杉森林学習センターなど環境について学ぶことができる公共施設があります。



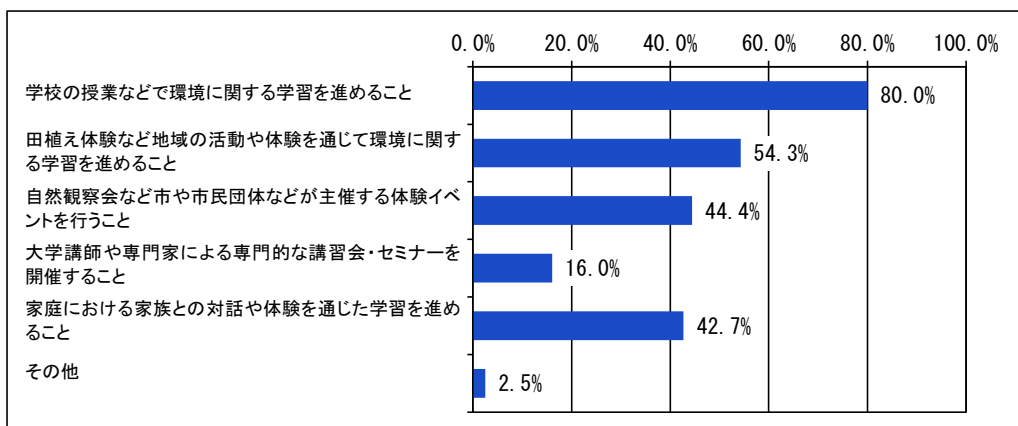
エコビレッジ交流センター

(2)これまでの主な取組み

- 小・中学校では、環境副読本を用いた環境学習を実施。
- 幼稚園・保育園・認定こども園では、親子環境学習会などを実施。
- 市民を対象とした環境学習として、エコビレッジ交流センターでの講座開催や市政出前講座で地域や町内会に直接出向きごみ分別などについて詳しく説明。
- ESえちぜん認証制度の廃止に伴い、認証取得事業者に対して、「環境マネジメントシステム(KES)」や「エコアクション21」への移行を支援。

(3)課題

- 将来を担う子どもを対象とした環境共育を継続して進めるとともに、SDGsやESDの推進につながる取組みなどについても、積極的に授業や教育に取り入れていくことが必要です。
- 市民を対象とした環境学習について、環境学習や市政出前講座などの実施により、環境意識の醸成や環境保全に取り組む人材の支援を進める必要があります。
- 事業者を対象しては、ISO14001をはじめとする各種環境マネジメントシステムの取得に向けた周知を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大により、環境学習そのものが実施できない、または活動の場における参加人数に上限が設定されるなど、環境学習の場が減少しつつあり、ICTなどを活用した新たな環境学習の機会の提供などを検討する必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、子どもや地域住民を対象とした「環境共育」について、重要だと思う取組みとして大半の市民が「学校の授業などで環境に関する学習を進めること」を挙げており、学校での環境学習を継続して行う必要があります。



子どもや地域住民を対象とした「環境共育」について、重要だと思う取組

※資料:令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

● 施策9 人材育成の推進



● 市民の取組み

- 環境問題に関心を持ち、積極的に情報を収集する。
- 環境に関する学習会などへの参加に努める。
- 市政出前講座を活用し、環境に関する知識を深める。

● 事業者の取組み

- 環境問題に関する情報を積極的に収集する。
- 社内で環境に関する情報の共有や研修会などの開催に努める。
- CSR*(社会貢献活動)や環境に関する情報の公表に努める。

● 行政の取組み

- ① 小・中学校での環境教育を推進する。
- ① 幼稚園、保育園、認定こども園での環境学習を推進する。
- ① エコビレッジ交流センターを活用した、環境学習・情報発信を推進する。
- ① 市政出前講座を実施し、環境意識の啓発を図る。
- 環境に関する情報を収集し、市のホームページや広報紙、越前市情報アプリ「えっつぶ」などの媒体を用いて発信する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

越前市情報アプリ「えっつぶ」について

越前市情報アプリ「えっつぶ」(えっちゃんをつぶやき)は、越前市の大空を飛んでいるコウノトリの「えっちゃん」が、越前市からの情報を利用者の方にお知らせするアプリです。

越前市が発信する情報のうち、利用者の方が受け取りたいお知らせの分野や、お住まいの町名、ご自身やお子さまなどのご家族の生年月日(出産予定日も可)を設定し、受け取る情報を選ぶことができます。



アプリのダウンロード
はこちら▼



●施策10 環境保全団体との連携・協働の促進



●市民の取組

- 市や自治振興会などが行う環境に関する講座やイベントなどに積極的に参加・協力する。
- 雪どけクリーン作戦などのボランティア活動に積極的に参加する。

●事業者の取組

- 行政や地域住民が行う環境活動や地域の環境保全に関する情報の収集に努め、活動に積極的に参加・支援する。
- 自らが積極的に環境保全活動を企画し、地域との連携を図りながら環境保全の実践に努める。

●行政の取組

- ① 市内で環境保全活動に取り組む団体に向けて、活動内容の発信や活動に対する支援を行う。
- 「アースデイ*えちぜん」などの環境をテーマとしたイベントを支援し、多くの人に環境を学べる機会をつくる。
- 市民や事業者など、環境保全に取り組む団体との連携強化を図る。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策9 人材育成の推進

指標名		単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
環境教育提供 総時間数	小学生	時間/ 年	27.2 (R2)	27.2 (R8)	学校での環境教育の 成果を示します	基準年の成果を維持 します
	中学生		20.9 (R2)	20.9 (R8)		
環境学習実施率(幼稚園・ 保育園・こども園)		%	100 (R2)	100 (R8)	幼児期からの環境学 習の実施状況を示し ます	全園での開催を維持 します
公民館、地区が 開催する環境学 習会	開催回数	回/年	84 (R2)	102 (R8)	公民館や各地区の自 主的な環境学習会の 開催状況を示します	各地区平均6回以上 開催します(6回×17 地区) 環境学習会1回当た りの参加者を10人程 度とします(10人×1 02回)
	参加者数	人/年	803 (R2)	1,020 (R8)		
市政出前講座(ごみの分け 方)実施回数		回/年	21 (R1)	30 (R8)	ごみ分別等市政出前 講座の実施状況を示 します	基準年の成果から5 割増を目指します
エコビレッジ交流センター を活用した環境学習会参 加人数		人/年	2,847 (R2)	3,500 (R8)	エコビレッジ交流セン ターでの環境学習会 の開催状況を示しま す	環境学習会参加者を 毎月300人程度とし ます。(約300人/月 ×12ヶ月)

●施策10 環境保全団体との連携・協働の促進

指標名	単位	基準値 (時点)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
ごみ減量化・リサイクル推 進団体数	団体	0 (R2)	5 (R8)	ごみ減量化に取組 む団体の認定状 況を示します	年間1団体以上の認 定を目指します

第4章 計画の推進

1 計画の進捗管理

(1) 進捗管理の基本的な考え方

本計画に示す各種施策を着実に進めるには、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後の進捗は、「PDCAサイクル」を用いて適切に行います。

PDCAサイクルとは、「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(点検・評価)」、「Action(見直し)」のことで、本計画では、毎年このサイクルを繰り返していくことで、施策の進捗状況における問題を解決し、改善しながら環境像の実現を目指します。

■計画(Plan)

環境に関する社会情勢や上位計画などと整合を図るため、定期的に見直しを行います。

■実践(Do)

計画に基づき、各主体(市民・事業者・行政)が具体的な取組みを実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、主な計画関連事業や指標の進捗状況を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し(Action)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させます。

(2) 年次報告による公表、評価

市は、毎年度、計画の進捗状況について、市環境審議会*に報告するとともに、年次報告書(環境白書*)や市ホームページ等を通じて公表し、評価を受けます。

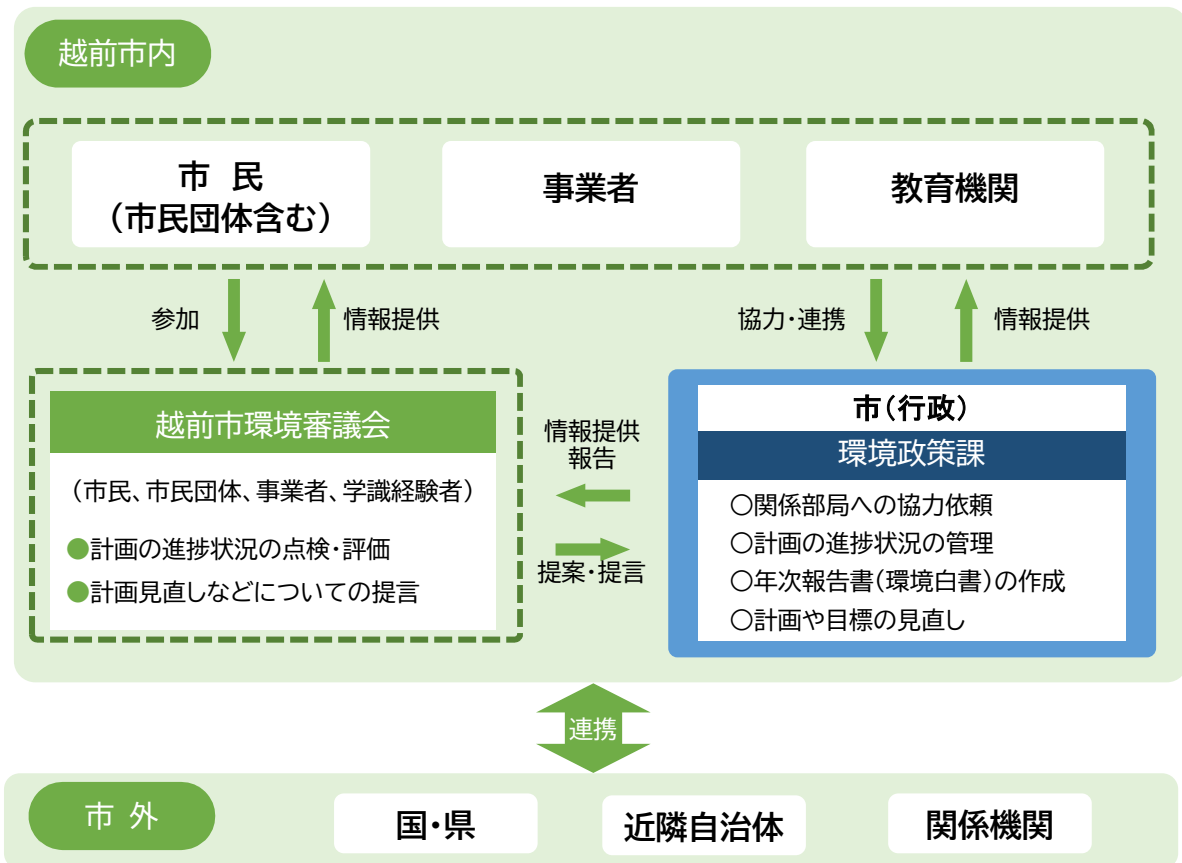
また、市に寄せられた提案や意見は、計画の施策や取組みなどの見直しに反映します。

(3) 指標や目標値等の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映しながら、越前市環境審議会に諮り、指標や目標値等の見直しを行います。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の協働の下、取組みを進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。



●越前市環境審議会

市環境審議会は、市環境基本条例第19条に基づき設置された機関です。

市環境審議会は、本計画の進捗状況について市からの報告を受け、これについての評価を行った上で、市に対して提言等を行います。